

立山町の公共交通全体における関係者の役割、責任について

■ 重点的な役割・責任を担う主体

※赤字：前回からの追加

公共交通を維持・確保し、利便性を高めるためには、町民をはじめ、事業者、行政が地域の当事者として共通認識を持つとともに、適切な役割分担に見直しを行いそれぞれの主体が責任を持ったアクションを起こすことにより、将来にわたり安定し持続的に発展できる公共交通の構築を目指します。

公共交通サービスは、その地域の活力・魅力に直結する「公共サービス」であるとの考えのもと、交通事業者の経営の範囲を超えるものであっても、立山町が必要と考えるサービスレベルについては、立山町が自らの「投資」により実現します。

■ 行政

<役割>

立山町の目指す姿の実現に向けて、公共交通全体のコーディネーター（協議会運営）としての役割を担います。実施主体として計画に位置付けた施策・事業を実施するとともに、関係団体と連携した情報発信を行います。協議会等と連携し目標達成のためのモニタリングを適切に行います。

<責任>

- ◆ 関係者との調整、知見・情報・機会の提供
- ◆ モニタリング・計画の見直し（案）の検討
- ◆ 利用促進策の広報・周知・実施
- ◆ 公共交通サービスの維持・向上のための連携、財政支出
- ◆ 主催イベントでの公共交通サービスとの連携

■ 交通事業者

<役割>

立山町の目指す姿の実現に向けて、域間及び域内の公共交通サービスを提供する役割を担います。交通事業の担い手として目標達成のための施策・事業を展開するとともに、事業改善に向けて取り組みます。

<責任>

- ◆ 安全で快適な運行
- ◆ サービスや経営力の改善
- ◆ 事業者間連携による利便性向上策や効率的な運行サービスの実施
- ◆ 交通情報の適時適切な提供への協力
- ◆ 関連施策・事業への協力

■ 町民

<役割>

立山町の目指す姿の実現に向けて、主に公共交通を積極的に利用する役割を担います。日常生活の中で公共交通サービスを利用するとともに、地域の公共交通のイベントやまちづくりへ積極的に参画し、交通事業の支え手として事業運営に協力します。

<責任>

- ◆ 公共交通サービスの積極的な利用
- ◆ 公共交通サービスの利用の輪を広げるための他者への働き掛け
- ◆ 地域住民が主体となった交通サービスの実施
- ◆ 施策・事業への資金面、運営面での参加・協力
- ◆ 改善策の提案

■ 店舗経営者等の受益者

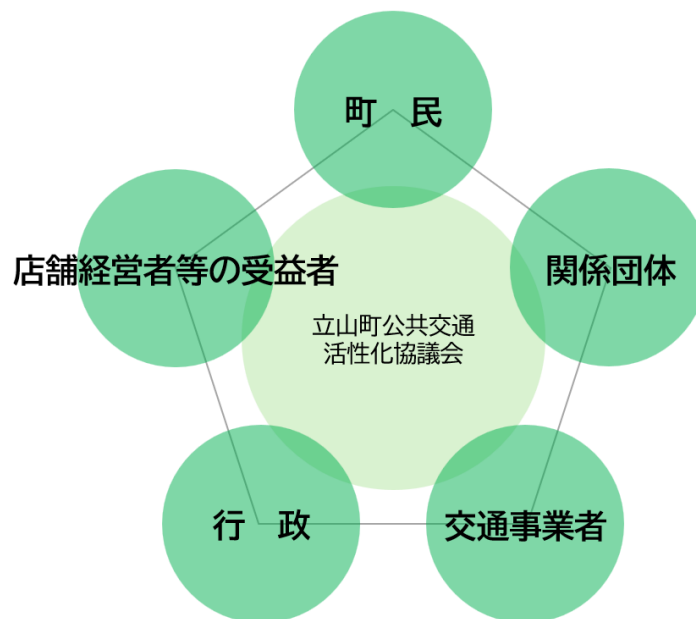
<役割>

立山町の目指す姿の実現に向けて、主に交通事業の支え手・担い手として公共交通サービスの運営に参画する役割を担います。地域の公共交通のイベントやまちづくりへ当事者として参画するとともに、実施主体となって交通サービスの実施や利用の働きかけを行います。

<責任>

- ◆ 店舗経営者等が主体となった公共交通サービスの実施
- ◆ 公共交通サービスの利用の輪を広げるための施設利用者や社員への働きかけ
- ◆ 施策・事業への資金面、運営面での参加
- ◆ 公共交通サービスの主体的な改善

■ 概念図イメージ（例）



立山町公共交通活性化協議会は、地域交通法第6条の規定に基づく法定協議会であり、立山町の多分野の団体の代表者から構成される団体です。本計画の推進に当たっては、事業の実施主体やモニタリング・評価主体としての役割のほか、トータルコーディネーターとしての役割を担います。

関係団体とは、立山町公共交通活性化協議会の構成員のほか、「公共交通」に関係する団体を幅広く包含するものです。